

(案) 小川原湖ふれあい村トレーラーハウス整備事業 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

東北町では、観光資源である小川原湖の魅力を活かし、地域活性化および滞在型観光の促進を目的として、「小川原湖ふれあい村」内にトレーラーハウス型宿泊施設を整備するにあたり、公募によるプロポーザルを実施し、最も優れた提案を行った事業者を選定するものである。

2. 事業概要

- (1) 事業の名称
小川原湖ふれあい村トレーラーハウス宿泊施設整備事業
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 業務場所
上北郡東北町大字大浦字小川原沼端地内 小川原湖ふれあい村
- (4) 選定方法
公募型プロポーザル方式
- (5) 業務期間
契約締結日から令和8年9月30日(水)まで
(※契約締結日は審査結果通知後、速やかに設定するものとする。)
- (6) 見積上限額
19,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 契約及び事業担当課
東北町役場 商工観光課

3. 参加資格

以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 東北町から指名停止を受けている期間中でない者
- (3) 本工事を確実かつ円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- (6) 国税・地方税の未納がない者
- (7) トレーラーハウスの仕様設計をすることができる総合的な企画力、技術力を有

すること。

4. 各提出書類等

(1) 参加表明書等

- ア 参加表明書兼誓約書（様式第1号）
- イ 事業者概要書（任意様式、法人登記簿謄本の写し含む）
- ウ 業務実施体制（様式第2号）
- エ 実績調書（様式第3号）

(2) 企画提案書等

- ア 企画提案書（様式第4号）
- イ 工程表（任意様式）
- ウ 本工事の見積書（任意様式）
- エ パース等のイメージ図（A3版適宜）

(3) 提出方法

- ア 提出手段 電子メール、配達証明付き郵便又は持参
- イ 提出場所 東北町役場 商工観光課
〒039-2492 東北町上北南四丁目 32-484
電話番号：0176-56-3111

(4) 提出期限

- ア 参加表明書等（参加表明書兼誓約書、事業者概要書）
令和8年4月17日(金)
- イ 企画提案書等（企画提案書、工程表、実績調書、見積書、パース等イメージ図）
令和8年5月1日(金)

(5) 参加の辞退

参加の辞退を行う場合は辞退届（様式第5号）を提出する。なお、辞退することによって、今後東北町との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。

(6) 参加表明書兼誓約書を提出した場合でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

5. 質問及び回答について

企画提案書作成等に関する質問は、作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。なお、回答は随時ホームページ上に公開します。

(1) 質問期間

令和8年4月6日(月)～令和8年4月14日(火)

(2) 提出方法

質疑応答書（様式第6号）

(3) 提出方法

- ア 提出手段 電子メール、配達証明付き郵便または持参
- イ 提出場所 東北町役場 商工観光課
〒039-2492 東北町上北南四丁目 32-484
電話番号：0176-56-3111
電子メール: shoukan@town.tohoku.lg.jp
takahiro_fukikoshi@town.tohoku.lg.jp

6. プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施日（時間等は別途通知）
令和8年5月8日(金)
- (2) プレゼンテーションは3名以内とし、説明を20分以内で実施する。その後ヒアリングを行う。
- (3) プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書に基づくものとする。（※新規資料の追加提出は不可。ただし、提案書内容を再構成したスライド等は可。）
- (4) 説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用できる。
- (5) オンライン参加可（参加方法等については別途通知）
- (6) 現地参加可（会場については別途通知）

7. 結果通知

採用・不採用にかかわらず、文書等にて通知する。

8. 審査方法

町が設置する審査委員会が評価基準に基づき、企画提案についてのプレゼンテーションを受け、総合評価点が高いものから順位付けを行い、最も高いものを選定する。

評価基準は、次のとおりとする。

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|---------------------|--|-----|
| 業務実施体制（20点） | | |
| 実績 | 類似業務の実績、規模、成果等が本業務の遂行能力を判断するうえで十分であるか | 10点 |
| 体制 | 人員配置、専門性、役割分担、進行管理等が円滑かつ確実な業務遂行に適しているか | 10点 |
| 機能・デザイン（55点） | | |
| 仕様理解・提案内容 | 仕様書の要求事項を理解し、合理的かつ実現性の高い提案となっているか | 10点 |
| デザイン性・話題性 | 外観・内装の魅力、地域性、話題性等に優れたデザインとなっているか | 15点 |
| 活用性(災害時・平時) | 災害時および平時の双方で活用しやすい構造・設備・運用提案となっているか | 15点 |
| 環境性能(積雪寒冷地対応) | 断熱・気密・遮熱・換気等の性能が当地の気候条件に適合し、年間を通じて快適性を確保できるか | 15点 |
| 維持管理（25点） | | |

| | | |
|---------|--|-----|
| 耐久性 | 劣化抑制に配慮した材料・工法が採用され、長期使用に耐えるか | 15点 |
| メンテナンス性 | 補修・交換の容易さ、維持管理コストの低減、点検のしやすさ等に配慮されているか | 10点 |

9. 全体スケジュール

- (1) 企画提案書作成等に関する質問期間
令和8年4月6日(月)～4月14日(火)
- (2) 参加表明書等（参加表明書兼誓約書、事業者概要書）提出期限
令和8年4月17日(金)
- (3) 企画提案書等提出期限
令和8年5月1日(金)
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定日（時間等別途通知）
令和8年5月8日(金)
- (5) 審査結果通知・契約締結
令和8年5月中旬。その後速やかに締結。

10. 事業者の決定

- (1) 企画提案の点数による評価により、総合評価点数が一番高い事業者と契約交渉を行い決定する。ただし、総合評価点数が高い事業者が複数となった場合は、見積金額の低い方を上位とする。
- (2) (1)により選定された事業者と契約交渉を行った結果、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。
- (3) 参加者が1業者の場合においてもプレゼンテーションを実施するものとする。
- (4) (1)及び(3)の審査の結果、すべての応募者が60点に満たない場合は決定しない場合がある。

11. その他

- (1) プレゼンテーションの辞退は、速やかに連絡すること。
辞退の届出は辞退届を提出すること。
- (2) 参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。
 - ア 実施要領を遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行動があった場合
- (3) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は、参加者（事業者）の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、審査に必要な範囲で、提出書類を複製する場合がある。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、町が本件に関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。

- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、東北町情報公開条例（平成17年東北町条例第10号）に基づいて、提出書類等を公開することができる。
- (7) 契約にあたっては、必要に応じて選定された提案内容を基に、細部について打合わせを行い、内容を最終調整する。

12. 提出及び問い合わせ先

東北町役場 商工観光課 担当 吹越（フキコシ）
〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484
TEL 0176-56-3111（内線124）
FAX 0176-58-1200
電子メール: shoukan@town.tohoku.lg.jp
takahiro_fukikoshi@town.tohoku.lg.jp